

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号 168 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 保安林解除に係る国への協議の廃止

提案団体 鳥取県、京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省  
農林水産省(林野庁)

## 求める措置の具体的内容

保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。

前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。

国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。

※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(168)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保安林(重要流域以外)の指定の解除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることには合理性がないと考える。

大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながる。

管理番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し(権限移譲)と併せて廃止すべき。

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。  
保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
  - 森林の開発面積が1haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であるとする。
- (別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)



(194)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 森林の開発面積が1 ha を超えると、災害等の危険性が增大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考える。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

これまでも知事権限に係る保安林解除については、法定受託事務又は自治事務として国の通知(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付け45林野治第921号長官通知)に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があるとのことであれば、その判断基準を上記の通知等で示していただくことにより、国の同意を不要とできるのではないかと考える。

#### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。  
保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないかと考える。足りないとなれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(229)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

流域の保全に広く影響を及ぼすものや、流域保全の観点を含め慎重に検討する必要がある場合においても、都道府県を跨がない流域については、都道府県単位において慎重な検討が可能であり、都道府県のみ審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保され则认为。

保安林解除に係る国の同意については、同じ審査基準を用いて審査しており、都道府県と国とで二重に審査することとなっている。

#### 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。



○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(245)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール(i)②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地

に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号	819	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。

このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。

### 【制度改正の必要性】

都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。

大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。

これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・これまでも都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。  
・大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準等を強化し、地域の実情に精通した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのため森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

( 8 1 9 )

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。  
なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国からは是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。
- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県

の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 45

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付け24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。

また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)

○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。

○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。

○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)

(964)

【提案団体に対する回答】

- 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。
- 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。

なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。

【全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答】

- 仮に、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議を廃止して地方自治法に基づく是正の指示等を活用するとした場合、都道府県から保安林の解除が認められた後に国から是正の指示等が出され、当該解除の申請者は、事業実施の準備を進めていたところ損害を被る。また、転用解除箇所を発生源として土砂崩壊が発生し、尊い国民の生命・財産が失われた場合には、社会的な問題が発生した後であり、その復旧・復興には多大な時間と労力が必要となる。さらに、是正の指示等に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、保安林の機能は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切でない。このため、地方自治法に基づく是正の指示や要求等ではなく、問題発覚以前に国が都道府県に是正措置を求められるよう、上記規定に基づき同意を要する協議を行う仕組みは存続させる必要がある。
- 保安施設事業施行地を含む4～7号保安林の解除に係る国への同意を要する協議は、地方分権推進計画（平成10年5月29日）において、メルクマール(C)「その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合」に該当すると整理され、それ以降、論議されず現在に至っている。

- 保安施設事業は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化のために農林水産大臣が必要と認めて実施されるものであるところ、都道府県における保安林解除にあたっては、事業実施時に想定していた保安機能が引き続き維持されるかについての検討が必要。このケースにおいては、保安施設事業区に係る国の判断と都道府県の判断の間で整合性を確保しなければ、著しく支障が生じる。（地方分権改革推進委員会第3次勧告メルクマール（i）②参照）また、農林水産大臣は保安施設事業の実施により国土の保全を図る責務を担っているため、都道府県に保安施設事業施行地に係る重要性の認識があるからといって、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議を廃止する理由とすることは相当ではない。